

# 日本学生支援機構奨学金 「在学届」の提出について

日本学生支援機構奨学金の貸与が終了した者で、進学・留年等により引き続き平成 26 年度も在学し、奨学金の返還猶予を希望する者は、下記のとおり「在学届」を学生支援課に提出してください。本学入学前に奨学金の貸与を受けていた学生も「在学届」の提出が必要です。

なお、標準修業年限を超えて在学する場合は、年度ごとに提出する必要があります。

## 記

- 提出期限：平成 26 年 4 月 18 日(金)
- 提出先：学生支援課(西キャンパス本館 1 階)
- 提出書類：「在学届」

※平成 25 年度中に満期を迎えた方は、『返還のてびき』52 ページをコピーして使用してください。

平成 26 年 3 月  
学生支援課